

発議第1号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年3月10日提出

提出者 伊賀市議会議員

福村 教親

信田 利樹

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

北出 忠良

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例案

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ デジタル自治推進局の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。